

静岡県がんセンター局告示第5号

静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例による使用料及び手数料の額（平成14年静岡県がんセンター局告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月10日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 小 櫻 充 久

4の表中

「

種別	単位	金額	備考
(1)～(6) (略)			
(7) 先進医療料			
ア～オ (略)			
カ 放射線照射前に大量メトトレキサート療法を行った後のテモゾロミド内服投与及び放射線治療の併用療法並びにテモゾロミド内服投与の維持療法 初発の中枢神経系原発悪性リンパ腫（病理学的見地からびまん性大細胞型B細胞リンパ腫であると確認されたものであって、原発部位が脳、小脳又は脳幹であるものに限る。）	入院中1回につき 外来1コースにつき	入院中5,600 外来5,200	1コースは、原則として連続する28日間の治療期間とする。
キ 術後のカペシタビン内服投与及びオキサリプラチン静脈内投与の併用療法 小腸腺がん（ステージがI期、II期又はIII期であって、肉眼による観察及び病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。）	1コースにつき	7,000	1コースは、原則として連続する21日間の治療期間とする。
(8)～(17) (略)			

」を

「

種別	単位	金額	備考
(1)～(6) (略)			
(7) 先進医療料			
ア～オ (略)			
カ 術後のカペシタビン内服投与及びオキサリプラチン静脈内投与の併用療法 小腸腺がん（ステージがI期、II期又はIII期であって、肉眼による観察及び病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。）	1コースにつき	7,000	1コースは、原則として連続する21日間の治療期間とする。
(8)～(17) (略)			

」

に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。